

**松江市生活応援 おまっちは お買物券(仮称)配布業務委託  
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)  
プロポーザル実施要領**

## 1. 目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したお買物券の配布事業について、システムの構築・運用のうえ、全市民を対象としたお買物券の郵送を行う必要があり、高い専門性が求められることから、業務の履行に最も適したスキルやノウハウを有する事業者を選定することにより、市民への正確かつ迅速な配布を行うことを目的とする。

本実施要領は、本業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 事業名 称

松江市生活応援 おまっちは お買物券(仮称)配布業務委託(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

### (2) 業務内 容

別紙「松江市生活応援 おまっちは お買物券(仮称)配布業務委託(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

### (3) 契 約 期 間

契約締結の日から令和 8 年 11 月 30 日(月)まで

### (4) 事業費限度額

お買物券発行原資 1,000,000,000 円(不課税・精算対象)

お買物券発行業務に係る経費 200,000,000 円(消費税及び地方消費税含む)

## 3. 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

## 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 松江市内に本社・営業所等を置いていること。

(2) 松江市による指名停止を受けていないこと。

(3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

- (6)所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (7)本業務に関して、類似業務の受託実績等の十分な実績や経験を有する者であること。
- (8)共同企業体(以下「JV」という。)の応募者は、松江市内に事業所等を有する者を代表構成員またはその他の構成員として一者以上含むものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ①JVは自主結成とし、構成員間で協定等を締結していること。
  - ②JVの全ての構成員は、上記(2)～(7)の要件を全て満たすものであること。
  - ③JVの構成員は、本公司型プロポーザルにおいて、単体企業として応募すること、又は他のJVの構成員として重複して参加する者ではないこと。

## 5. 選定スケジュール

項目	期間
実施要項等の提示	令和8年2月18日(水)
質問書の提出	令和8年2月25日(水)12時まで(必着)
質問書に対する回答	令和8年3月3日(火)(予定)
参加表明書兼誓約書の提出	令和8年3月9日(月)12時まで(必着)
企画提案書等の提出	令和8年3月17日(火)12時まで(必着)
審査会開催 (プレゼンテーションの実施)	令和8年3月23日(月)
選定結果通知	令和8年3月下旬(予定)
契約予定期日	令和8年3月下旬(予定)

## 6. 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受付します。電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

### (1)質問の受付

- ①提出書類 質問書(様式1) 【提出部数:1部】
- ②提出期限 令和8年2月25日(水)12時まで(必着)
- ③提出方法 電子メール
- ④提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

### (2)質問に対する回答

- ①回答日 令和8年3月3日(火)予定
- ②回答方法 プロポーザル参加者全員に、電子メールアドレス宛に回答する。

## 7. 参加申し込み

### (1)提出書類

- ・参加表明書兼誓約書(様式2) 【提出部数:1部】

- ※JVで応募する場合、全ての構成員が作成し、提出すること。
- (2)提出期限 令和8年3月9日(月)12時まで(必着)
  - (3)提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)
  - (4)提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

## 8. 企画提案書ほか必要書類の提出

- (1)提出書類

次に掲げる書式により提案してください。

なお、提出書類は、A4判(縦横問わず)または、A3判(A4サイズに折り畳む)で作成すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	募集申込書	様式3	1部
2	企画提案書(業務工程表含む)	任意	10部
3	受託業務実績報告書	様式4	1部
4	業務実施体制報告書	様式5	1部
5	見積書	任意	1部
6	国税、島根県税、松江市税についての滞納(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明	—	1部
7	共同企業体を証明する協定書等の写し	任意	1部

※JVで応募する場合、No.1・3・4は全ての構成員が作成し、提出すること。

※No.7は、JVの場合のみ提出すること。(単体企業で応募する場合は不要)

- (2)提出期限 令和8年3月17日(火)12時まで(必着)
- (3)提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)
- (4)提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

## 9. 審査委員会

審査に当たり、市役所内に「松江市生活応援おまっちえお買物券(仮称)配布業務委託(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)プロポーザル審査委員会」を設置し、委託事業者を選定する。

## 10. 審査方法(プレゼンテーション、質疑応答)

- (1)実施日

令和8年3月23日(月)

※実施場所及び実施時間については、別途通知する。

- (2)出席者

3名以内

(業務を受託した際に実際に管理責任者等となる者が、必ず出席すること。)

- (3)その他

- ・プレゼンテーションは、提出書類に基づき、実施すること。
- ・プレゼンテーションの方法は提案者の任意とし、会場設営(スクリーン、マイク、プロジェクター設置)については、松江市が行う。※詳細は別途通知する。

## 11. 事業者の選定・審査・契約

- (1) 審査は、松江市生活応援 おまっちは お買物券(仮称)配布業務委託(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)プロポーザル審査委員会、(以下(委員会)という。)が「評価基準表」に基づき、評価を行う。
- (2) 審査は委託候補者の優先順位を決定するものであり、本業務は審査の結果、評価点の最高得点者を第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とし、以降も同様とする。
- (3) 委託候補者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書及び委託候補者の提案の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更をする場合は、契約時において本会議と委託候補者との協議・調整のうえ、内容を決定する。なお、順位の最も高かった委託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の委託候補者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (4) 評価点が同点の場合は、委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (5) 委員会の評価点の合計が全体の 6 割未満である場合は、優先交渉権者としては選定しないものとする。
- (6) 審査結果は、令和 8 年 3 月下旬に審査参加事業者に対し、電子メールアドレス宛に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

**評価基準表**

審査項目		審査基準	配点	
業務遂行能力	業務理解及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的に対して、内容の理解度が高く、仕様書に沿った内容となっているか。</li> <li>・本業務を確実に実施できる体制となっており、市内の地域経済団体や地域企業等との連携に配慮されているか。</li> <li>・市が予定しているスケジュールが実現可能となっているか。</li> </ul>	15	
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等で類似業務を受託した実績があり、業務遂行能力等が客観的に示されているか。</li> <li>・過去の類似業務の実績から、信頼性が高い提案となっているか。</li> </ul>	15	
業務	商品券の概要	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書で定めている商品券の仕様となっているか。</li> </ul>	10

内 容	シス テ ム関連	構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書で必要としている機能を網羅しているか。</li> <li>・利用実績の把握、不正防止、データ抽出など管理者機能を有しているか。</li> <li>・システムのセキュリティ、安定性、拡張性など、必要な非機能要件を有しているか。</li> <li>・アプリ等の操作性が直感的でわかりやすく、幅広い利用者や加盟店がストレスなく利用できるデザイン・構成・環境となっているか。</li> </ul>	10	
		運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティや障害発生時も含め、システムを安定的に運用する体制となっているか。</li> <li>・利用者、加盟店、管理者向けにマニュアルが整備され、最新の状態に更新されているか。(整備予定含む)</li> </ul>		
事務局 関連	加盟店サ ポート体 制	加盟店サ ポート体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集から登録完了までを一貫して行うとともに、地域経済団体等と連携するなど、多数の店舗参加を促す計画となっているか。</li> <li>・参加店への説明、スターターキットの配布、不適切な行為への是正指導など、店舗が参加しやすい充実したサポート体制となっているか。</li> <li>・利用実績報告に基づき、正確かつ迅速に換金でき、疑義が発生した場合は速やかに是正できる体制となっているか。</li> </ul>	15	
		利用者サ ポート体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間、応対品質、緊急時対応など、適切なコールセンターの設置計画となっているか。</li> <li>・LP 運用や多様な広報媒体を活用した広報戦略など、情報格差にも配慮しながら、利用者等へ周知する計画となっているか。</li> <li>・商品券の発送並びに不着時の対応など、確実に実施できる体制が構築されているか。</li> </ul>	15	
見積価格		見積金額に対する評価		10	
				合 計 100	

## 12. 企画提案書等の取扱い

- (1)提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2)提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3)提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

## 13. その他

- (1)本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2)企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3)審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

- (4)参加表明書兼誓約書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。
- (5)提出期限以降の参加承諾・辞退届及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6)提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7)電子メール等の通信事故については、松江市はいかなる責任も負わない。
- (8)提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。
- (9)本事項に定めのない事項については別途協議のうえ、決定する。
- (10)本プロポーザルは、当該事業予算の議決を条件として実施するものであり、議決が得られない場合は中止する。

#### 14. 問い合わせ先

所 在 地 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地  
担当部署 産業経済部商工企画課(新庁舎3階)  
担 当 者 伊藤・久保田  
T E L 0852-55-5208(直通)  
F A X 0852-55-5553  
電子メールアドレス shoukou/atmark/city.matsue.lg.jp  
(/atmark/を@に変更してください。)